



トラック広報



トピックス

- ◎ 年頭のご挨拶
- ◎ 原油価格・物価高騰対策等にかかる貨物運送事業継続のための緊急支援
- ◎ 各助成事業の申請期限のお知らせ
- ◎ 2024年度安全性評価事業

(公社)長崎県トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



目次

2025

1

1. 年頭のご挨拶	
○ (公社) 長崎県トラック協会 会長 馬場 邦彦	2
○ (公社) 全日本トラック協会 会長 坂本 克己	3
○ 九州運輸局長崎運輸支局 支局長 大上 圭	6
○ 長崎県警察本部 交通部長 田川 佳幸	8
○ 長崎労働局 局長 倉永 圭介	9
2. 令和6年度原油価格・物価高騰対策等にかかる貨物運送事業継続の ための緊急支援について	10
3. 「トラック物流2024年問題」に関するオンライン説明会	13
4. 行政だより	
○ 下請け取引の適正化について	14
○ 令和6年度九州運輸局自動車事故防止セミナー	16
○ 冬は冬用タイヤで走行・チェーン携行～運送事業者・大型車の運転手の皆様へ～	18
5. 全ト協だより	
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について	20
○ 軽油価格の調査結果(10月分)	21
6. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について	22
7. 協会だより	
○ 第3回総務委員会の開催状況について	25
○ 第3回理事会及び交付金運営委員会の開催状況について	26
○ 令和6年度運輸業界合同企業説明会について	27
○ NCC長崎文化放送「トコハピ・カーニバル」はたらくトラック体験コーナー出展について	28
○ 令和6年度各助成事業の申請期限のお知らせ	29
○ 令和6年度助成事業について	30
○ 適性診断(初任・適齢)及び安全運転研修について	32
8. 部会だより	
○ (公社) 全日本トラック協会女性部会九州ブロック研修会 in MIYAZAKI及び 佐賀県・長崎県合同視察研修の開催状況について	35
9. 適正化だより	
○ 2024年度安全性評価事業に係る評価結果について	36
10. ドライバー体験記～運行管理者としての誓いの言葉～	37
11. 陸災防だより	
○ 技能講習のお知らせ	38
○ 陸運と安全衛生	39
12. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ	42
13. 諫早T・Sのご案内	44

表紙写真：ヘトマト 長崎県五島市五島市下崎山町一帯

ヘトマト(国指定重要無形民俗文化財)は五島市下崎山地区に古くから伝わる民俗行事です。

白浜神社での奉納相撲に始まり、子孫繁栄を祈願して、着飾った新婚の女性2人が酒樽に乗り「羽つき」を行います。次に、体に「ヘグラ」と呼ばれるススを塗りつけた若者が、縄で巻き取柄のついた藁玉を激しく奪い合う「玉せせり」、青年団と消防団に分かれて豊作と大漁を占う「綱引き」と続き、最後に長さ3メートルの「大草履」が登場し、若者が担いで山城神社へ奉納します。その途中、見物の娘さんを次々と捕まえてはその上に乗せて何度も胴上げを行います。由来については定説はありません。

謹んで新年の

お慶びとゆいびに

旧年中は格別のご高配を賜り
厚く御礼申し上げます
本年も皆様のご健康とご多幸を
心よりお祈り申し上げます

令和七年 元旦



〒851-0131 長崎市松原町二六五一―三
公益社団法人 **長崎県トラック協会**

電話 ○九五(八三八)二二八一

会長 馬場 邦彦

副会長 塚本 敏彦

常務理事 筒井 貞一

他山 田 磨



年頭のご挨拶

新年を迎えて

公益社団法人 長崎県トラック協会

会長 馬場 邦彦



馬場会長



塚本副会長



永野副会長



筒井副会長

新年あけましておめでとうございます。

令和7年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素より、会員事業者の皆様ならびに関係各位におかれましては、当協会の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

まず初めに、地域経済、国民生活に必要な不可欠なエッセンシャル事業として、国民の暮らしと経済を守るため、安全対策・環境対策等を徹底し日々努力されている会員事業者の皆様、また、最前線で懸命に輸送業務に従事されているドライバーの皆様に、深く敬意を表するとともに厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、経済活動は活発化し、コロナ前に近い状況まで回復してきておりますが、燃料価格は依然高値水準であり、「標準的な運賃」における荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分等適正に転嫁できない状況や慢性的なドライバー不足などの影響で、経営環境が一層厳しさを増す危機的な状況になっております。

このような中、本県の雇用情勢は、幅広い業種や職種で求人数が求職者数を上回る状況が続いており、ドライバーの新規求人倍率は2.55倍と、生産年齢人口の減少の中、今後もドライバー不足が続くものと予想されます。昨年4月からは、時間外労働の上限規制が適用される「改正改善基準告示」が施行され、日本の最西端にある当県は、地理的ハンディもあり、これまでに経験したことのない厳しい状況に直面しております。

また、全国的にも燃料価格が高く、「燃料価格高騰対策」は重要な問題で、協会としまして昨年12月に県選出与党の国会議員に業界の窮状を訴え、長崎県に対しても令和6年度補正予算の「重点支援地方交付金」を原資とした、燃料価格高騰に対する助成制度の新設について要望いたしました。結果としまして、長崎県では、令和6年度補正予算において貨物運送事業継続への支援制度を新設していただきました。引き続き、「重点支援地方交付金に類する地方自治体による支援」、「燃料油価格激変緩和対策事業」の継続などを要望してまいりたいと思います。

その他、昨年4月に成立した「改正物流効率化法」や「貨物自動車運送事業法」による規制的措施をはじめとした改正内容について、荷主団体・荷主企業に対し周知徹底を図り、関係行政機関・全日本トラック協会と連携し、荷待ち時間の削減、積載率の向上、多重下請構造の是正等の商慣習の見直しに努めていきたいと思っております。

「改正改善基準告示」につきましても、国土交通省が示した「標準的な運賃」や「燃料サーチャージ」の収受がドライバーの労働環境を改善し、我々事業者が事業継続するための原資となりますので、「トラックが止まれば国民生活が止まる、国民のライフライン」という危機感を関係行政機関、荷主団体・荷主企業等に共有していただき、適正な運賃・料金を収受できる環境を一体的に取り組みしていきたいと思っております。

つきましては、我々業界には多様な重要課題が山積しておりますが、本年も業界の発展と社会的地位の向上のため、役職員一同取り組んで参りますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに皆様方のご健勝とご多幸を心より祈念し、年頭のご挨拶といたします。



年頭所感

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己

令和7年を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

1. 2030年に向けた対応

昨年4月から我が業界を魅力ある職場とするため、ドライバーの時間外労働の上限を定める規制が適用され、いわゆる「物流の2024年問題」に直面し、さらに2030年に繋がる由々しき問題であります。これは、構造的な課題でもあり、継続的に対応していく必要があります。このため、国土交通省においては、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」で決定された「物流革新に向けた政策パッケージ」や「2030年度に向けた政府の中長期計画」等に基づき、①物流の効率化、②商慣行の見直し、③荷主・消費者の行動変容を三本柱とした抜本的・総合的な対策を講じてきたところであり、業界としても強力に推進していきます。

さらに、昨年3月には、燃料高騰分なども踏まえた運賃水準の引き上げ幅の提示や、荷待ち・荷役等の対価に係る標準的な水準の設定、下請けに発注する際の手数料の設定などの方針を盛り込んだ新たな標準的運賃が告示されました。引き続き、トラック運送事業者への周知徹底を図ります。

物流を支えるエッセンシャルワーカーであるドライバーの処遇改善や担い手確保は、「待ったなし」の極めて重要な課題です。このため、「物流革新元年」とした2024年に引き続き、本年が更なる飛躍の年となるよう、全力で取り組みます。

2. 燃料高騰対策等の対応

経済活動への影響を小さくするための措置として、政府では令和4年1月から燃料油価格激変緩和対策事業を実施するとともに、物流事業者等に対する支援に活用できる「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を措置しており、昨年12月に成立した令和6年度補正予算においても追加計上されました。引き続き、地方公共団体に対し、強力な支援要請の働きかけを行います。

燃料価格をはじめとする輸送コストの上昇分を適切に運賃に転嫁することが基本であり、トラック運送事業者が適正な運賃を収受できる環境を整備することが重要であると考えます。このため、燃料サーチャージ制度を盛り込んだ標準的運賃を、トラック運送事業者のみならず、荷主などへも周知・浸透を図るとともに、政府と連携し、独占禁止法や下請法の取締りの強化、下請中小企業振興法に基づく指導、昨年11月に体制が拡充されたトラック・物流Gメンによる情報収集や荷主・元請事業者等の悪質な行為の是正指導の強化等により、燃料価格高騰分を含む適正運賃収受に向けた取引環境の整備に向け、しっかりと取り組みを実施します。

3. 多重下請構造の是正と適正取引の推進

多重下請構造の是正に向けては、全日本トラック協会では令和6年3月に、「多重下請構造のあり方に関する提言」を取りまとめました。さらに業界の多重下請構造や荷主との適正取引などについて審議するため、常任委員会のひとつに「適正取引委員会」を設置し、同年11月に初会合を開きました。また、国交省においては令和6年8月に「トラック運送業における多重下請構造検討会」が立ち上がっており、利用運送事業者等の実態解明などを進めるとともに、実運送事業者が適正な運賃を収受できるよう、現在必要な対策が検討されているところです。全ト協としても、実運送事業者が適正運賃・料金を収受し、物流の現場で働くドライバーに全産業平均並みの賃金をお支払いできるようにするために、多重下請構造是正に向けた取り組みを強化していきます。

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、「新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる『構造的な価格転嫁』を実現する」とされたことから、これを踏まえて公正取引委員会、中小企業庁に設置された「企業取引研究会」では、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法に関する改正を中心に検討が進められ、昨年12月に報告書が取りまとめられました。令和7年の通常国会で同報告書に基づき下請法改正が実現すれば、発注側と下請け側の価格交渉が義務化されるほか、これまで独占禁止法（物流特殊指定）で対応されてきた発荷主とトラック運送事業者との取引について、より機動的な対応がなされるよう下請法の適用対象になります。

4. トラック・物流Gメンへの体制拡充

令和5年6月の貨物自動車運送事業法改正により「当分の間」延長された、違反原因行為を行う荷主等に対し、国土交通大臣が「働きかけ」や「要請」、「勧告・公表」を行う「荷主対策の深度化」については、その実効性を担保するため、令和5年7月に「トラックGメン」が発足しました。昨年4月に成立した改正物流効率化法では、我々からの要望を受けて、トラックGメンを補助し、荷主の違反原因行為を調査する役割が地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に与えられ、各地方実施機関では「Gメン調査員」が選任されました。また、令和6年11月には、物流全体のさらなる適正化を図る観点から、「トラックGメン」を「トラック・物流Gメン」と改組し、トラック運送事業者に対して違反原因行為を行っている悪質な荷主について、倉庫業者からも情報収集を行うこととしたほか、地方運輸局の物流担当者29人と各都道府県トラック協会の「Gメン調査員」166人を追加し、総勢360人規模に増強されました。

前述の下請法の改正では、トラック運送事業を所管する国土交通大臣に、下請法に違反する行為に対する指導・助言の権限が付与されることが検討されているほか、トラック運送事業者が報復を恐れ、トラック・物流Gメンへの情報提供を躊躇することがないように報復措置の禁止の申告先として、国土交通大臣を追加することが検討されており、これによってトラック・物流Gメンに情報提供した事業者についても保護の対象となります。こうした方向性を踏まえ、トラック・物流Gメンについては、公正取引委員会や中小企業庁が持つ豊富な知見を活かし、Gメン調査員と連携を図りつつ、より強い権限を持って荷主対策の実効性を高めていく必要があります。

5. ドライバーの社会的評価の向上と人材確保対策

トラック輸送産業は、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの皆様のためめぬ努力により、全国各地で地域の経済活動と人々の暮らしを支えており、公共交通機関としての重責を担うとともに、地方創生の旗頭として、高い評価を得てきました。一方で、トラック運送事業者に対する優越的な関係を背景に、荷主や一般消費者によるドライバーへの暴言や、契約にない過剰な要求、業務に対する不当な言いがかりや悪質なクレームなどが近年増加傾向にあります。

このようなカスタマーハラスメント（カスハラ）による精神的な被害を防ぎ、ドライバーの皆様方の安全と健康を守るためには、ドライバーの皆様を守るための対策だけではなく、ドライバーの皆様の社会的地位向上につながる対策を講じていかなければなりません。

全ト協ではこの対応を図るため、「ドライバーの社会的評価の向上に係る検討委員会」（委員長：滋賀県トラック協会 松田直樹会長）を設置しました。同委員会では、「トラック運送業界におけるカスハラの事例・実態把握」、「事業者がドライバーを守るために採るべき対策」、「ドライバーの社会的評価の向上に繋がる方策」、「荷主や消費者に対する適切な情報発信」——について検討、取りまとめを行い、カスハラ被害の根絶に向け、積極的に取り組みます。

トラック運送業界におけるドライバー不足は年々深刻化しており、労働力不足を解消するためには、業務の効率化や労働環境・条件の見直し、DX化・システム導入などの対策が求められてきます。

人材確保対策のひとつとして、政府は令和6年3月、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針等を変更し、特定技能の対象分野に「自動車運送業」を追加することを閣議決定し、特定技能の取得に必要な特定技能1号評価試験を令和6年12月以降実施するとの発表が国交省からなされました。

自動車運送業分野において、生産性の向上や国内人材確保を行ってもなお深刻化する人手不足に対応するため、専門性や技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、自動車運送業分野の存続・発展が期待されます。令和6年度から5年間の受け入れ人数として、自動車運送業分野で最大2万4500人が見込まれており、ドライバー不足解消の一助となることが期待されています。

全ト協としましては、外国人ドライバーの円滑な受け入れに向けた対応を行います。また、倉庫や配送センター等の作業員についても確保が難しくなっている状況を踏まえ、これらの作業員についても、外国人特定技能制度への追加について、国交省に対して強力に要望を実施します。

6. 安全運行の徹底

トラック運送業界は、「安全で安心な輸送サービスを提供し続けること」が社会的使命であり、常に「安全」を最優先課題と位置付けながら事業を展開しています。

一方で、事業用トラックが第1当事者となる死亡事故件数は令和5年よりも増加傾向にあるほか、根絶すべき事業用トラックによる飲酒運転も依然として発生しています。また、大型車による車輪脱落事故も多く発生しております。全ト協では、「トラック事業における総合安全プラン2025」に基づき、令和7年度末までに、PDCAサイクルに沿って取り組みを進め、事業用トラックが関係する交通事故による死傷者数等の目標達成を図ります。会員事業者の皆様におかれましては、今一度基本に立ち返り、グリーンナンバーの自信と誇りを胸に安全運行の徹底に努め、安心・安全な輸送の確保をお願いいたします。

7. 道路整備と労働環境改善

トラック運送事業者が「国民生活と経済のライフライン」としての機能を果たし続けていくためには、利用者目線での計画的な道路整備の推進が必要です。

全ト協では、高速道路料金の引下げ、物流基盤の整備（高速道路ネットワークの整備・充実、休憩・休息施設や中継物流拠点の整備・拡充、暫定2車線区間の4車線化）など、道路整備の必要性を強く訴えてきました。特に高速道路料金については、大口・多頻度割引の拡充措置について、前述の令和6年度補正予算において、1年間延長されることになりました。引き続き、全国道路利用者会議と連携し、トラック運送事業者の生産性向上に資する道路整備や労働環境改善の実現等に向けて、政府・与党に対して全力で働きかけを行います。

8. 「事業許可更新制」の導入を目指して

我々トラック運送事業者の願いは、エッセンシャルワーカーとして物流の現場で日々奮闘しておられるドライバーの皆様方に、夢や希望、誇りを胸に、「我々が日本の産業を支えている」との熱い思いをもちながら、日々仕事をしていただくことに他なりません。しかしながら、これまでのようにトラック運送事業者同士が運賃・料金の安さで勝負しては、ドライバーの賃上げと労働環境改善には繋がらず、決してドライバーのためにはならないと考えています。今こそ我々トラック運送事業者は、「物流品質」で勝負しなければなりません。適正競争を推進することで、ドライバーの皆様への地位向上と労働条件の改善や事業経営の効率化が図られ、それが安定的な物流の確保に繋がり、国民経済の健全な発展に寄与することとなるのです。

全ト協では、業界内の適正競争推進による業界の健全な発展の実現に向けて、次期通常国会において、議員立法による貨物自動車運送事業法の改正とそれを担保する特別措置法（新法）の成立を目指すことを考えております。その具体的な内容としましては、事業許可の更新制等を追求していきたいと考えているところです。

会員事業者の皆様方がお互いに切磋琢磨し、業界全体が健全的に発展できるような環境にしていくために、全ト協では業界を取り巻く諸問題の解決に向けて、本年も全力で取り組みます。

会員事業者の皆様方のますますのご発展とご健勝、ならびにご多幸を心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭の辞

長崎運輸支局長

大 上 圭

新年明けましておめでとうございます。
令和7年の新春を迎え、謹んでご挨拶申し上げます。

公益社団法人長崎県トラック協会並びに会員の皆様には、日頃より国土交通行政全般にわたりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、新年早々に能登半島において大規模地震が発生するなど、甚大化する自然災害により、各地が大きな被害に見舞われました。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り致します。本年は経済的にも安定し、災害や事故のない明るい年になることを祈っております。

さて、トラック運送事業を取り巻く環境は、深刻な運転者不足や燃料価格高騰など、引き続き厳しい局面にあります。昨年4月からは、自動車運転者の時間外労働の上限規制が適用され、いわゆる物流の「2024年問題」と呼ばれる労働力不足による運送への影響が懸念されているところです。政府では、関係省庁や関係機関による様々な検討会などを立ち上げ、検討を行い、物流の持続的成長を図ることを目的とした新たな取り組みを始めております。

まずは、令和5年7月に創設された「トラックGメン」を、昨年11月に「トラック・物流Gメン」に改組しました。改組にあたり全国の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関から推薦された適正化指導員を「Gメン調査員」に選任し、総勢360名規模の組織に人員拡充を図り、貨物自動車運送事業法に基づく荷主・元請に対する是正措置や昨年3月に告示された「標準的な運賃」の周知などを行っています。

さらに、昨年5月には改正物流効率化法が公布され、全ての荷主・物流事業者に対する物流効率化のために取り組むべき措置の努力義務化や、特定事業者の指定及び特定事業者に課される義務などに関する政省令の整備を行い、本年4月、来年4月と2段階に分けての施行を予定しております。

当支局としまして、「トラック・物流Gメン」などの新たな制度と、従来からの取り組みである「トラック輸送における取引環境・労働時間改善長崎県地方協議会」も活用し、関係機関、団体とも連携

しながら、トラック運送事業が抱える様々な課題や問題点の解決に取り組んでまいります。

自動車運送事業における運転者不足につきまして、昨年は長崎県と当支局が連携する形で、行政が主体となった県内初の「長崎県バス・タクシー・トラック合同企業説明会」を開催しました。年々深刻化する運輸業界の人材不足に対し、運輸業界で働く魅力の発信及び人材の掘り起こしを図ることを目的としたものであり、本年も引き続き、長崎県や業界団体と共同してこれらの取り組みを実施し、事業者の皆様をしっかりと支援してまいります。

改めて申し上げるまでもなく、自動車運送事業者の最大の使命は「輸送の安全・安心の確保」でございます。輸送の安全確保が求められるトラック運送事業用自動車の事故防止につきましては、人身事故、死傷者数の削減、飲酒運転の撲滅などについて定めた「事業用自動車総合安全プラン2025」の目標達成に向け、適切な監査の実施、運輸安全マネジメント評価の実施など、関係各所とも連帯し取り組んでまいります。

また、トラック運送事業の適正化と輸送秩序の維持・改善・向上につきましては、適正化事業実施機関と連携し、「安全で確実な輸送体制の構築」を図ってまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、物流業界の発展と公益社団法人長崎県トラック協会並びに会員の皆様のご健勝とご多幸、さらに本年が輝かしい年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

以上



年頭の辞

長崎県警察本部

交通部長 田川佳幸

明けましておめでとうございます

長崎県トラック協会の皆様におかれましては、御家族とともに、清々しい新春を迎えられたことと心からお慶び申し上げます。

また、皆様には、日頃より交通安全活動を始め、警察行政の各般にわたり、深い御理解と多大なる御協力を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の県内における交通事故情勢につきましては、発生件数、死者数、負傷者数のいずれも前年と比較して減少しております。

これもひとえに、皆様を始めとする関係機関・団体の方々が、交通安全活動に献身的に取り組んでいただいた賜物であり、深く感謝を申し上げます。

しかしながら交通事故の内容を見てみますと、去年は道路横断中の歩行者が事故に遭うケースが多く見られ、横断歩行者の安全を確保するための対策を講じることが重要な課題となっております。

県警では、道路を横断する歩行者の安全確保のための取組として、平成29年から、横断歩行者が車両の運転者に対し、手のひらを示して横断の意思を伝える「安全横断『手のひら運動』」また、昨年からは、車両の運転者に対して、歩行者保護意識を向上させるための広報啓発活動として、「横断歩道『止まらば運動』」を展開しているところでございます。

現在、その運動の一環として、横断歩道の予告標示であるダイヤモンドに着目し、

「ダイヤの先に守りたい命あり スピード落として」

をキャッチフレーズに、

- ダイヤマークを見たらスピードを落として歩行者の有無を確認してほしいこと
- 歩行者がいたら横断歩道の手前で停車しなければならないこと

について広報啓発を行っており、今後も皆様方の御協力を賜りながら更なる周知を図りたいと考えております。

交通事故のない安全・安心な道路環境を維持するためには、皆様がこれまで取り組んでこられた、安全を最優先とした運行管理の推進が必要不可欠でございますので、引き続き、御協力をお願い申し上げます。

結びに、長崎県トラック協会のますますの御発展と皆様の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。





新春のご挨拶

厚生労働省 長崎労働局
局長 倉永圭介

新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

令和7年の年頭にあたり、長崎労働局の行政運営に対する会員の皆様的一方ならぬご理解とご協力にあらためて御礼申し上げます。

道路貨物運送事業（自動車運転者）は、5年間猶予されていた時間外労働の上限時間の規制が、令和6年4月から適用され、併せて「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（いわゆる改善基準告示）の改正により、拘束時間の短縮、休息期間の増長など、自動車運転者が働ける時間がさらに短縮されました。

長時間労働の抑止など、自動車運転者の労働環境改善のための取り組みを継続し、道路貨物運送事業が社会インフラとして持続可能であり続けるためには、運送事業者の取り組みに加え、発着荷主となる企業の理解と協力が不可欠です。国においても「改正流通業総合効率化法」「改正貨物自動車運送事業法」により、発注者等に対する取組の努力義務などを定めるなど、物流の持続的成長を図る各種取組を行っているところです。労働局としても、昨年、貴協会や関係行政機関等と共同で、県内主要経済団体に協力や配慮を求める要請を実施すると同時に、発着荷主になり得るすべての業種の企業向けにセミナーを県内各地で実施し、情報発信や理解促進に努めてきました。本年においても、あらゆる機会を通して運送事業者の労働環境改善に取り組んでまいります。

労働安全衛生の確保については、令和5年4月にスタートした第14次労働災害防止計画も2年目となり各種対策を進めているところです。本県の道路貨物運送事業における休業4日以上労働災害の状況は、昨年10月末現在の速報値で84名と前々年同期の74名に対して10名増加しているものの死亡災害は発生していません。これら労働災害は、発着荷主等の作業場所で発生しているものも多いため、引き続き貴協会及び陸災防長崎県支部、関係事業者団体等とも連携し、荷主等に対して荷役作業の安全対策ガイドラインの周知、普及に努めてまいります。

また、長崎県最低賃金は、令和6年10月12日より時間給953円となりました。持続的な賃上げを実現するためには、適切な価格転嫁や、企業の付加価値・生産性向上のための事業主への支援が重要と考えており、賃金引上げを支援する「キャリアアップ助成金」等の各種支援パッケージの利用促進に努めてまいります。加えて、企業が抱える課題解決のため、業務改善、専門知識及び技能・技術を習得する「在職者公共職業訓練」や、生産管理、IoT・クラウド活用、組織マネジメントなど、労働者一人一人の生産性向上を支援するため、ポリテクセンター長崎（生産性向上人材育成支援センター）が実施する「生産性向上支援訓練」の活用促進を図ってまいります。

本県の雇用情勢は、幅広い業種や職種で求人数が求職者数を上回る状況が続いており、「自動車運転の職業」の新規求人倍率は2.55倍（令和5年11月～令和6年10月）と、少子高齢化のなか人手不足は今後も続く予想されます。人材確保に向けて自動車運転者等の道路貨物運送事業向けの企業面談会を関係機関や団体と合同開催するなどの取組により新たに志望する求職者の掘り起こしを行っています。また、求人提出事業所にご協力いただき、職業相談や求人受理を行うハローワーク職員が、求人募集されている仕事の内容や施設の様子、実際に扱う機器等についての知見を深め、求職者に対しより説得力を持った職業相談・提案等ができるよう、事業所見学会なども実施しています。引き続き、求職者・求人者の一体的な支援を行い、求人求職のマッチング促進による求人者の充足支援など、事業主支援に一層取り組んでまいります。

結びに、本年が皆様方にとりまして幸多き一年となりますよう祈念申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

<< 長崎県トラック協会より緊急支援金のご案内 >>

令和6年度 原油価格・物価高騰対策等にかかる貨物運送事業継続のための緊急支援

原油価格の高騰などで厳しい経営状況にある貨物運送事業者に対し、県から緊急支援金が交付されます。

(令和5年度に補助を受けた事業者も申請できます。)

申請期間	令和7年1月10日(金)～1月31日(金) ※令和7年1月31日(金) 必着 ただし、予算の上限に達した場合は打ち切ります。
対象	以下の条件をすべて満たす車両。 ①申請時点で車検が有効かつ長崎県内の営業所において事業用貨物自動車(緑ナンバー)として登録されている車両(被けん引車、霊柩車を除く) ※申請対象車両は申請時に車検が有効であり、その車検証に「事業用」として記載され、車検証の「使用者の住所」または「使用の本拠地の位置」が長崎県内であること。 ②令和6年12月10日以降、長崎県内で事業用自動車(緑ナンバートラック)として引き続き使用されている車両(12月10日時点で長崎県内において事業用トラックとして登録されており、引き続き長崎県内で事業用トラックとして使用されている車両) ③令和6年度公募において、他の事業者により申請されていない車両
支援金額	・普通車(1ナンバーもしくは8ナンバー): 26,000円 ・小型車(4ナンバー): 13,000円 ※一事業者あたり上限3,333,000円。 ※トラクタは普通車に含みます。
申請先	公益社団法人長崎県トラック協会(郵送可) ※令和7年1月31日(金) 必着
申請書類	① 支援金交付申請書(様式第1号) ② 支援金申請車両一覧表(様式第2号) ③ 支援対象となる全車両の自動車検査証記録事項の写し ※申請対象車両は申請時に車検が有効であり、その車検証に「事業用」として記載され、車検証の「使用者の住所」または「使用の本拠地の位置」が長崎県内であること。 ④ 申請車両について、対象車両の条件を満たすことを証明する書類 (1)12月10日以前より申請時点まで、申請者により引き続き使用されている車両 自動車検査証記録事項の写し(現在車検有効分) (2)12月11日以降に増車した車両(申請要件を満たす車両のみ対象となります。) 登録事項等証明書(詳細登録証明書) ※申請要件(12月10日時点で県内において事業用トラックとして登録されていたこと)を確認します。 (3)12月11日以降に車両を代替え(入替え)した場合※対象となるケースは概要資料掲載ア)旧車両を12月11日以降に抹消した証明書(登録事項等証明書(詳細登録証明書)などイ)新車両の自動車検査証記録事項の写し ※旧車両を一時抹消登録した場合は、申請対象となりません。 県内に複数の営業所がある場合は、一括して申請してください。
その他	県ト協 HPにて、申請様式等がダウンロード可能です。(1/8以降) 申請書類の作成要領等ご不明な点などありましたら、お問合せください。 【お問い合わせ先】 公益社団法人長崎県トラック協会 TEL: 095-838-2281

【 令和6年度公募 】

様式第1号

申請日 令和7年 月 日

原油価格・物価高騰対策等にかかる貨物運送事業継続のための緊急支援金交付申請書

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

申請にあたって、以下の項目に相違ないことに同意し誓約します。(全ての項目にチェックがない場合、受付できません)	
<input type="checkbox"/>	当社(私)は、申請時点において、長崎県税の未納(滞納)がありません。
<input type="checkbox"/>	申請後も引き続き事業実施の意志があります。
<input type="checkbox"/>	本申請は、長崎県内の全営業所の分を一括して申請するものです。
<input type="checkbox"/>	暴力団員ではなく、暴力団や暴力団員と密接な関係はありません。
<input type="checkbox"/>	その他本助成に係る取扱い事項について、交付要綱等により確認し、了承した上で申請します。

交付要綱に基づき、支援金の交付について以下のとおり申請します。

申込者 (補助事業者)	会社名称		
	代表者の 役職・氏名	印	
	会社住所	〒 -	
	担当者名	E-mail :	TEL : FAX :

支援金振込先

銀行名： 支店 (普通・当座) 口座番号：

フリガナ

口座名義：

申請内容	普通車は1・8ナンバー(トラクタ含む)の車両、小型車は4ナンバーの車両となります。		
	普通車：	台 × 支援金額 26,000 円	円
	小型車：	台 × 支援額金 13,000 円	円
	合計	台	円(上限 3,333 千円)
申請車両について、以下項目に相違がないことを誓約します。(確認の上、チェックを付して下さい)			
<input type="checkbox"/> 申請車両は、令和6年度公募において、他事業者により申請されていません。			
<input type="checkbox"/> トレーラ(被けん引車)、霊柩車は含んでいません。			

添付書類：①様式第2号(申請車両一覧表)、②自動車検査証記録事項の写し、③その他証拠書類

(以下、協会受付印がある場合のみ有効)

申込者 殿

本支援金の交付申請について、以下のとおり通知致します。

交付の決定及び交付額の確定

(令和7年 月 日付 ※決定額： 円)

公益社団法人 長崎県トラック協会

R6 緊急支援金第	号

様式第2号（支援対象車両一覧表）

以下の条件を満たしていることを確認し申請してください。

- ①12月10日以前より申請時点まで、申請者により引き続き使用されている車両
- ②12月10日以降に増車した車両で、12月10日時点で県内において事業用トラックとして使用されており、他者により本支援金令和6年度公募の申請対象とされていない車両
- ③12月11日以降に、使用していた旧車両(12月10日時点で県内において事業用トラックとして使用されており、他者により本支援金令和6年度公募の申請対象とされていない車両)と代替え(入替え)した新車両

	登録番号	配置営業所名	普通・ 小型の別	有効期間の満了する日	支援金額
例	長崎 11 あ 1234	本社営業所	普通	令和7年4月1日	26,000 円
1					円
2					円
3					円
4					円
5					円
6					円
7					円
8					円
9					円
10					円
11					円
12					円
13					円
14					円
15					円
合計					円

※足りない場合は別紙で作成してください。

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

「トラック物流2024年問題」

に関するオンライン説明会【第18回】開催

開催日時：令和7年1月24日(金) 10:00,15:00 (同日2回開催)

事前アンケートページ

開催の都度、物流改善に向けたアンケートを実施しています。是非ご協力ください。


 直接参加用
二次元バーコード

(ご提供している情報(一部))

- ・改正物流効率化法、貨物自動車運送事業法施行に向けた検討状況
- ・標準的な運賃・料金改正、標準運送約款改正について
- ・トラック運送の原価計算、価格交渉(運賃交渉)ノウハウ・事例紹介
- ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有。取組みご紹介 など
運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています!

(今月のNEWS) 公取が独禁法「物流特殊指定」に基づく警告を発出!

(株)イトーキに対する警告について

令和6年11月28日



公正取引委員会は、(株)イトーキに対し、次のとおり、警告を行った。本件は、(株)イトーキが、独占禁止法第19条(特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正取引方法(平成16年公正取引委員会告示第1号。以下「物流特殊指定」という。))第1項第6号(不当な経済上の利益の提供要請)の規定に違反するおそれがある行為を行っているものである。

1.警告の相手方

法人番号	9120001014301	代表者	代表取締役 湊 宏司
名称	株式会社イトーキ	事業の概要	オフィス家具の製造販売等
所在地	大阪市中央区淡路町一丁目6番11号	資本金	73億5170万9456円

2.警告の概要(抜粋)

- イトーキは、オフィス家具の運送、搬入、組立て、据付け及び搬出の業務を委託する物流事業者(以下「本件物流事業者」という。)(注1)に対して、
ア 時間外費(注2)の対象を納品場所での業務に要した時間に限ることにより、納品場所以外での業務
イ 本件運送業務に係る特定の附帯業務(注3)を無償で行わせている疑いがある。
(注1) 物流特殊指定の備考第2項に規定する特定物流事業者に該当する事業者をいう。
(注2) 基礎作業時間を超えて行われた業務に支払われる加算額をいう。
(注3) 本件物流事業者が、オフィス家具を車両に積み込む業務及びオフィス家具の梱包材等の残材を引き渡す業務をいう。
- イトーキの前記(1)の行為は、物流特殊指定第1項第6号に該当し独占禁止法第19条の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、イトーキに対し、前記(1)の行為を取りやめ、今後、当該行為と同様の行為を行わないよう警告した。
- なお、本件審査の過程において、イトーキから、本件物流事業者に無償で行わせていた役務に対する対価を過去に遡って支払うこと、本件物流事業者との取引条件を見直して書面により明確化することなどの措置を講じる旨の申出があった。

「いつも荷待ちをさせられる
「こんな作業までさせられている。」
「運賃交渉に応じない。」

などの荷主等の通報は
目安箱まで。



目安箱(本省HP)

トラック目安箱
荷主先等での御困りごと
コチラにお寄せください

専用バナー(イメージ)

行政だより

下請取引の適正化について

標記の件について、経済産業省及び公正取引委員会より全ト協を通じて通知がありましたのでお知らせいたします。

20241111中第1号
公取企第396号
令和6年11月15日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣
(公印省略)
公正取引委員会委員長
(公印省略)

下請取引の適正化について

昨今の物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。この状況が長期化する中、総じて外的要因の影響を受けやすい立場にある中小企業・小規模事業者には大きな影響が出ております。

さらに、これから年末にかけて資金需要が高まる中、下請事業者の資金繰り等は一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要です。

貴団体におかれましても、下請事業者の置かれている取引環境を御理解いただき、特に、別紙の記載事項については、親事業者となる会員に対して周知徹底を図るなど、適切な措置を講じるようよろしくお願いいたします。また、以下に記載しております政府の取組について、十分留意し、親事業者となる会員に働きかけていただくよう要請いたします。

〈労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針〉

- ・内閣官房及び公正取引委員会は、他のコストに比べ価格転嫁率が低く特に課題のある労務費の円滑な転嫁を進めるため、業界ごとの労務費に係る実態を踏まえ、内閣官房とともに、令和5年11月29日、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定・公表しています。また、公正取引委員会は、本指針の取組状況のフォローアップ等を目的として、令和6年5月から「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を実施しており、できる限り早く調査結果を取りまとめ、公表することを予定しています。
- ・中小企業庁は、エネルギー価格や原材料費、労務費などが上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、令和3年9月より、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定しています。この「月間」においては、価格交渉・価格転嫁を促進するため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施しています。また、各「月間」終了後には、多数の中小企業に対して、主な取引先との価格交渉・価格転嫁の状況についてのフォローアップ調査を実施し、価格転嫁率や業界ごとの結果、順位付け等の結果を取りまとめるとともに、状況の芳しくない親事業者に対しては下請中小企業振興法に基づき、大臣名での指導・助言を実施しています。

- ・公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法に基づき、立入検査等を実施し、その結果、協議を経ない取引価格の据置き等が認められる事案については勧告又は指導を迅速かつ積極的に実施しています。

〈約束手形の現金化までの期間短縮の推進〉

- ・公正取引委員会は、令和6年4月30日、「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」を発出しました。
- ・手形を下請代金の支払手段として用いる場合には、下請事業者の利益を保護する観点から、昭和41年以降、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形期間の基準について、繊維業は90日、その他の業種は120日とし、親事業者がこれを超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導してきました。
- ・今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日としました。
- ・これに伴い、令和6年11月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形期間が60日を超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導を行うこととしています。
 ※指導基準の変更に伴い、手形等を下請代金の支払手段として用いる事業者が、そのサイトを円滑に短縮するためには、自らが受け取る手形等のサイトが短縮されることや、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響に配慮することが重要であることから、公正取引委員会は中小企業庁との連名で、サプライチェーン全体での支払手段の適正化及び支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰りへの配慮について、それぞれ関係する事業者団体や省庁等に要請しました。
- ・さらに、公正取引委員会及び中小企業庁は、新たな指導基準等の運用開始に当たり、連名で、令和6年度に実施した下請法に基づく定期調査において、サイトが60日を超える手形等により下請代金を支払っており、かつ、現金払への変更や手形等のサイトを60日以内に短縮する予定はないとした親事業者約600名に対し、令和6年11月1日以降に手形等により下請代金を支払う場合には、手形等のサイトを60日以内に短縮することを求める注意喚起を行いました。

〈フリーランスと発注事業者間の取引適正化に向けた取組〉

- ・令和6年11月1日、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が施行されました。同法は、個人として業務委託を受ける特定受託事業者（フリーランス）と企業などの発注事業者の間の取引の適正化等を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、受領拒否や報酬の減額などを禁止しています。公正取引委員会及び中小企業庁は、フリーランスに係る取引の適正化が図られるよう、迅速かつ適切な法執行を行ってまいります。

公正取引委員会及び中小企業庁は、今後も引き続き、中小事業者の取引条件の改善を図る取組を進めてまいります。

このような動向を踏まえ、貴団体におかれましても、下請事業者と親事業者との間で積極的な価格交渉と価格転嫁が行われるよう、また下請事業者への不当なしわ寄せが生じないように、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

令和6年度 九州運輸局自動車事故防止セミナー

～運輸事業の安全風土構築のために～

【開催日時】

令和7年**2月18日(火)**
13:00～16:45

【会場】

東市民センター なみきホール
福岡市東区千早4丁目21番45号
TEL: 092-674-3981

セミナープログラム

13:00 ～ 開会挨拶

九州運輸局長 原田 修吾

講演1

13:05～14:05

「健康起因事故防止に向けた取り組みについて」
～プロドライバーがいつまでも元気に
誇りをもって働ける世の中を目指して～

国土交通省 物流・自動車局安全政策課
安全情報係長 林 朋宏 氏



講演2

14:20～15:20

「適性診断の見方と活用」
～対話を通じて安全を増やそう～

株式会社 安全会議
代表取締役 森川 美希 氏



講演3

15:35～16:35

「事業用自動車の事故調査結果を踏まえた
事故発生に至る要因について」

公益財団法人 交通事故総合分析センター
調査部 研究第三課 研究員 清水 正之 氏



16:40 ～ 閉会挨拶

九州運輸局 自動車技術安全部長 中富 康宏

《お申込期受付期間》

令和6年12月23日(月)～令和7年2月7日(金)
お申し込み方法は、このチラシの裏面をご覧ください。

参加・聴講
無料

事前
申込制

定員
300名

※定員になり次第、締め切らせて頂きますのでご了承ください



セミナーの様子

令和6年度 九州運輸局自動車事故防止セミナー 聴講申込書

日時:令和7年2月18日(火) 13:00~16:45

会場:東市民センター(通称:なみきスクエア) なみきホール



【電車でのアクセス】
JR鹿児島本線・西鉄貝塚線
「千早駅」より徒歩1分

【バスでのアクセス】
西鉄バス「千早駅」バス停より徒歩1分
(系統番号1, 2, 3, 4)
西鉄バス「名香野」バス停より徒歩5分
(国道3号線経由)

【車をご利用の場合】
会場裏に専用駐車場、市営千早駅前駐車場があります。(どちらも有料)

駐車場は数に限りがありますので
公共交通機関でお越しください。

貴社名		
	(業種 : バス/タクシー/トラック/その他)	
部署名		
連絡先	TEL:	
	email:	
役職名	お名前	

4名以上の申し込みの際には、本紙をコピーのうえ2枚以上に分けてお送りください。

E-MAIL qst-r6jikoboushi@ki.mlit.go.jp

(九州運輸局自動車技術安全部 保安・環境課あて)

※個人情報の取扱いについて

1. ご提供をいただきました個人情報は、本セミナーの開催の管理のためのみ使用いたします。
2. 個人情報は、第三者に開示、提供、預託することはありません。

冬用タイヤで走行しないと 大規模な立ち往生や 渋滞が発生します!!!

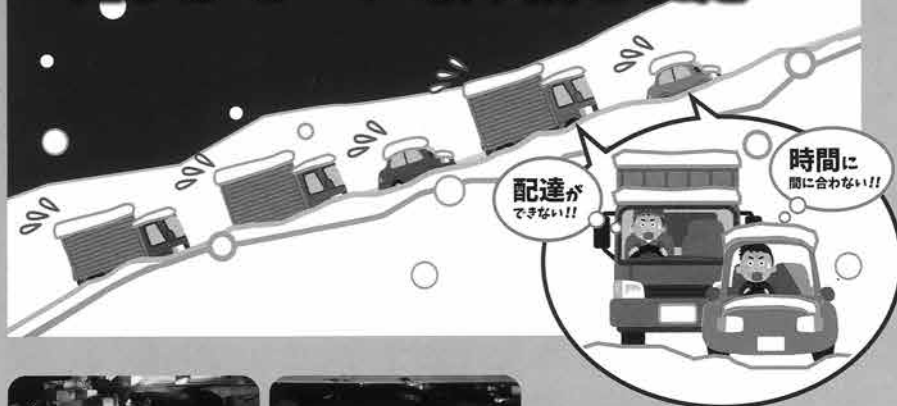
※冬用タイヤとはスタッドレスタイヤのことです。

登坂不能発生



⊗ 大規模な立ち往生の発生

たすけてー！ 取り残された…



チェーンの装着は
安全なところで
お願いします。



運送事業者・大型車の運転手の皆様へ

冬は冬用タイヤで走行・チェーン携行



国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所
北陸信越運輸局 富山運輸支局

冬用タイヤの選び方

- ・オールシーズンタイヤは、ちらつく程度の降雪で路面と一部接触可能な積雪状態を想定したタイヤです。
- ・積雪路・凍結路においては、スタッドレス表記（国内表記）又はスノーフレックマーク（国際表記）が表示されている冬用タイヤを全車輪に装着してください。

スタッドレス表記の例



スノーフレックマーク




スノーフレックマークは
タイヤの側面に表示されて
います




冬用タイヤの使用限度

溝深さが50%以上残っていることを「プラットホーム」で確認しましょう。
（一部海外メーカー品は除く）



プラットホームは新品時は溝の内側1/2の高さ
にある段差です。



プラットホーム

タイヤが摩耗し、残り溝深さが「プラットホーム」に
達している状態。冬用タイヤとして使用できません。

チェーンの携行・装着

- ・冬期間、北陸地方を走行する場合には、チェーンを携行してください。
- ・降雪時には、立ち往生する前に早めのチェーン装着を心がけましょう。立ち往生した後の装着は極めて困難です。
- ・チェーンはすべての駆動輪に装着してください。

※ケーブルチェーンでも登坂不能になっています。大型車用の金属チェーンや布製チェーンを装着してください。



大型車専用金属チェーン



布製チェーン

チェーンの効果

- ・チェーンを駆動輪に装着すると、冬用タイヤより積雪・凍結路での発進・登坂性能が向上します。

※チェーンのサイズや締め方が不適切な場合、タイヤとの間で滑りが生じ効果が得られません。

性能限界

- ・冬用タイヤ及びチェーンのいずれも性能限界があり、万能ではありません。例えば、車両のバンパーに接触するような、新雪の深い積雪路では走行困難です。
- ・運行前に道路・気象情報を確認し、運行の可否や経路を検討してください。

けん引用フック

- ・運転する車両のけん引用フックの場所を、事前に確認してください。



<https://www.mlit.go.jp/common/001066394.pdf>

全ト協だより

**近代化基金融資貸出金利の
変更について**

令和6年12月10日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

記

1. 貸付利率

期 間	現 行 (改定前)	改定後
1年以上～3年以内	1.85%	1.90%
3年超～7年以内		
7年超～10年以内		

2. 実施日

令和6年12月10日



軽油価格の調査結果（10月分）

10月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

1. 単純集計価格

地区名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)		126.22	115.62	129.34
全国(沖縄除)		125.98	114.94	125.64

2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S		130.35	115.23	130.20
出光昭和シェル		128.33	115.87	130.95
キグナス				
コスモ		122.75	113.35	139.00
その他		119.13	116.28	126.89

3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満		126.93	115.62	131.48
30～50キロ リットル未満		126.30	118.49	117.20
50～100キロ リットル未満		115.49	113.62	115.00
100キロ リットル以上			115.32	116.50

4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		128.97	116.18	122.03
30～60日未満		123.91	115.77	130.85
60日以上		135.98	113.46	115.00

5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月別	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2024年6月		126.74	117.52	127.30
2024年7月		125.79	116.40	127.90
2024年8月		123.61	114.15	125.99
2024年9月		124.48	115.62	126.70
2024年10月		126.22	115.62	129.34

※消費税抜きの価格

国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

【申込方法】

各実施機関のホームページから予約、または別紙の「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXしてください。

(株)おんが自動車学校 FAX：093-293-2427 TEL：093-293-2359

(有)新西海自動車学校 FAX：0959-27-1778 TEL：0959-27-0136

(独法)自動車事故対策機構（ナスバ）長崎支所 TEL：095-821-8853

※自動車事故対策機構は、ホームページ（<https://www.nasva.go.jp/>）から、インターネットで予約システムにてご予約ください。

【受講手数料】

基礎講習：8,900円

一般講習：3,200円（協会会員は、全額助成金が適用されます。）

なお講習開始後の返金はありません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

【持ってくるもの】

運行管理者講習手帳（講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm×横2.4cm」※サイズ厳守）
筆記用具、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書（※自動車事故対策機構のみ）

【受付時間及び講習時間】 ※講師等の都合により時間に変更になることもあります。

実施機関	受付時間	区分	講習時間	
おんが自動車学校	9：00～9：30	基礎講習	1日目	10：00～17：00 ※9：30～オリエンテーション
			2日目	10：00～17：00
			3日目	10：00～15：30
		一般講習	9：30～16：00	
新西海自動車学校	9：30～10：00	基礎講習	1日目	10：00～17：00
			2日目	10：00～17：00
			3日目	10：00～15：30
		一般講習	10：00～16：30	

※自動車事故対策機構主催分はお問い合わせください。

1. 基礎講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第9回	【予定】1月29日(水)～31日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所

※第1回～第8回は終了しました。

2. 一般講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第34回	1月10日(金)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第35回	1月30日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第36回	2月28日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校

※第1回～第33回は終了しました。

一般講習 受講申込書

FAX

西暦 年 月 日

事業所名： _____

〒 _____

事業所の住所： _____

申込責任者名： _____

連絡先 (TEL) _____ (FAX) _____

申込責任者メールアドレス： _____ @ _____

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ()
---------------------	----	-------	------------------	------------

ふりがな (男・女)	事業所 (営業所) の名称	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
受講者の氏名 (西暦生年月日)				
(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
①番 (西暦 年 月 日)				
(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
②番 (西暦 年 月 日)				
(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
③番 (西暦 年 月 日)				
(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
④番 (西暦 年 月 日)				

※現在の職名欄中「運行管理者」とは、運輸支局長(沖縄にあっては陸運事務所長)に選任の届け出を行ったものとする。

* 修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き、また性別は○で囲んでください。

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 各県トラック協会指定

総合交通教育センター福岡

DA ONGA **ドライビングアカデミー ONGA**

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



一般講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名(営業所名) _____

〒 _____

事業所住所 _____

申込責任者名 _____

連絡先(TEL) _____
* (FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～ ○会場 長崎県トラック協会・佐世保市労働福祉センター・サンスパおおむら
○講習時間 10時00分～16時30分 時津北部コミュニティセンター・有明文化会館・田平町民センター・佐々町文化会館
福江文化会館・鯨賓館・新西海自動車学校

事業所の種類 (○印をする)	バス	ハイタク	トラック	その他 ()
-------------------	----	------	------	------------

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日)	現在の職名 (番号○印)	運行管理者 選任年月日	指導講習手帳 の有無 (○印)	受講日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日


注1)「運行管理者選任年月日」欄中の「運行管理者」とは、運輸支局長に選任届けがなされている方です。

注2)運行管理者講習の受講の情報は、国土交通省に提供いたします。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

※講習会場は開催日によって異なりますのでお間違いのないようお願いいたします。

※申込先※

 **新西海自動車学校**

西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778



第3回総務委員会の開催状況について

去る11月29日(金)13時30分から、長崎市松原町「県ト協研修会館」において、委員9名が出席し、総務委員会を開催しました。

委員会は、事務局の開会で始まり、永野副会長の挨拶があり、議長に井石委員長を選出し、上程された議案について審議され、原案どおり承認されました。



田川副委員長・井石委員長



永野副会長



第3回理事会及び交付金運営委員会の開催状況について

日 時 令和6年12月9日(月) 12:30~13:00

場 所 長崎市松原町2651-3「県ト協研修会館」

出席者 馬場会長ほか32名

協議事項

- (1) 新規加入事業者等の承認について
- (2) 令和6年度近代化基金融資推薦について
- (3) 長崎県トラック協会重量部会の新設について
- (4) 外部理事の選任に係る内規の見直しについて



馬場会長

報告事項

- (5) 交通安全キャンペーンへの参加について
- (6) 長崎労働局長からの要請について
- (7) 長崎県内企業の働き方改革推進に係る意見交換会の開催について
- (8) 荷主団体への協力要請について
- (9) 令和6年度運輸業界合同企業説明会について
- (10) お仕事体験ブースへの出展について

その他

理事会は、原野部長の開会と定足数の報告で始まり、議長に馬場会長を選出し、上程された議案について審議され、原案通り承認されました。



令和6年度運輸業界合同企業説明会について

令和6年度は、長崎県主催、長崎運輸支局・長崎労働局・(一社)長崎県バス協会・(一社)長崎県タクシー協会・(公社)長崎県トラック協会共催にて、県内2か所で合同企業説明会を開催いたしましたので、下記のとおりご報告いたします。

【長崎会場】

開催日時 令和6年10月27日(日) 11:00~15:00
 場 所 長崎県庁1階エントランスホール協働エリア (長崎市尾上町3-1)
 事業者数 28社 (※トラック8社)
 来場者 32名
 会場風景



【佐世保会場】

開催日時 令和6年11月24日(日) 11:00~15:00
 場 所 アルカス佐世保3階大会議室 (佐世保市三浦町2-3)
 事業者数 19社 (※トラック8社)
 来場者 31名
 会場風景



NCC 長崎文化放送「トコハピ・カーニバル」 はたらくトラック体験コーナー出展について

11月30日、12月1日の2日間にわたり、標記イベントに出展しました。

このイベントは、子どもたちに、様々な企業・団体が仕事体験を提供することにより、その仕事の魅力を伝える趣旨で開催されたもので、当協会は、荷役作業体験、運転シミュレーター体験、運転席乗車体験を実施したところ、体験希望者が列をなして訪れるなど400名以上のお子様の仕事体験を提供でき、次世代を担う子供たちにトラック運送事業の魅力を伝えることができました。

ノベルティのご提供や運営にご協力いただいた皆様に心から感謝申し上げます。



令和6年度 各助成事業の申請期限のお知らせ

本年度の各助成事業の申請期限については、下記のとおりとしますのでお知らせします。
期日までの交付申請（事業によっては請求）がない場合は、助成ができませんのでご注意ください。

- | | |
|--|--|
| <p>1. 環境対応車導入促進助成事業
・CNG、ハイブリット車
交付申請期限：令和6年12月20日(金)
実績報告期限：令和7年2月21日(金)</p> | <p>8. 免許等取得促進助成事業
交付申請期限：令和7年1月31日(金)
実績報告期限：令和7年2月21日(金)</p> |
| <p>2. 安全装置等導入助成事業
交付申請期限：令和6年12月20日(金)
実績報告期限：令和7年2月21日(金)</p> | <p>9. SASスクリーニング検査助成事業
交付申請期限：令和6年12月20日(金)
実績報告期限：令和7年2月21日(金)</p> |
| <p>3. ドライブレコーダー導入助成事業
交付申請期限：令和6年12月20日(金)
実績報告期限：令和7年2月21日(金)</p> | <p>10. 健康診断受診促進助成事業
交付申請期限：令和7年2月21日(金)</p> |
| <p>4. アイドリングストップ支援機器導入助成事業
交付申請期限：令和6年12月20日(金)
実績報告期限：令和7年2月21日(金)</p> | <p>11. 血圧計導入促進助成事業
交付申請期限：令和6年12月20日(金)
実績報告期限：令和7年2月21日(金)</p> |
| <p>5. アルコール検知器導入助成事業
交付申請期限：令和6年12月20日(金)
実績報告期限：令和7年2月21日(金)</p> | <p>12. 中小企業大学校講座受講促進助成事業
交付申請期限：令和6年12月20日(金)
実績報告期限：令和7年2月21日(金)</p> |
| <p>6. グリーン経営認証促進助成事業
交付申請期限：令和6年12月20日(金)
実績報告期限：令和7年2月21日(金)</p> | <p>13. 働きやすい職場認証制度取得促進助成事業
交付申請期限：令和6年12月20日(金)
実績報告期限：令和7年2月21日(金)</p> |
| <p>7. 信用保証料助成事業
交付申請期限：令和7年2月21日(金)</p> | |

**実績報告書の提出期限（導入、装着から支払いまで完了）は、
令和7年2月21日(金)まで !!**

令和6年度助成事業について

1. 主な留意点

- ①全助成事業で**事前申請**としています。(健康診断受診促進助成事業を除く)
 <申請の流れ> 装置、車両の導入前、自動車学校への申込前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入、免許等取得 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付
- ②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。
- ③**申請期間：7/1(月)～12/20(金)** ※免許等取得促進助成事業は**1/31(金)**まで
実績報告期限：2/21(金) ※運転記録証明書促進助成・適性診断受診促進助成事業は**3/19(水)**まで
 3月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

今年度の事前申請受付は、終了しました！！
※免許等取得促進助成事業のみ、令和7年1月31日(金)までとなります。

2. 助成事業一覧

助成事業		概要
ドライブレコーダー	事業内容	別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	対象機器・装置	全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器
	助成金額	標準型：機器価格(税抜)の1/2(上限5万円/台) 運行管理連携型：機器価格(税抜)の1/2(上限1万円/台)
安全装置等	事業内容	別に定める対象機器の導入について、助成を行います。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置 ②側方視野確認支援装置 ③側方衝突監視警報装置 ④アルコールインターロック ⑤IT点呼に使用するアルコール検知器 ⑥トルクレンチ ⑦自動点呼機器
	助成金額	①②④⑤：機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台) ③機器価格(税抜)の1/2(上限10万円) ⑥取得価格(税抜)の1/2(上限3万円) ⑦導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む)(上限10万円)
その他条件等	*②③は、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。 *③をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のものに限る。 *⑤は、IT点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク取得事業所に限る。 *⑥は、600N・m以上の締め付け能力を有するもの1事業所1台 ⑦は、1事業者1台ただしGマーク取得事業者は2台	
アルコール検知器	事業内容	アルコール検知器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	対象機器・装置	全ての機器が対象 *協会では特定の機種を指定や推薦することはありません
	助成金額	機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台)
その他条件等	*Gマーク事業所におけるIT点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 *来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します	
血圧計	事業内容	血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全ト協基準に準じます。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	助成金額	1台あたり装置の取得価格の2分の1(上限5万円/台)
SASスクリーニング検査	事業内容	指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第1次検査および第2次検査を受検する際、助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	助成金額	第1次検査および第2次検査の合計費用の半額(上限2,500円/人)
安全運転研修(ドライバー等安全教育訓練促進)	事業内容	指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育(研修)を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	研修費(宿泊費等含)の全額又は一部及び交通費(離島地区外5千円、離島地区1万円) ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修(1泊2日)：55,440円(受講料の全額)+交通費 ②一般・初任ドライバー研修(2泊3日)：53,900円(受講料77,000円の7割)+交通費 ⇒全ト協特別研修 ③添乗・指導管理者研修(2泊3日)：53,900円(受講料77,000円の7割)+交通費 ⇒全ト協特別研修 *受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 *②③について、Gマーク取得事業所の場合は受講料の全額助成(77,000円)
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで
	初任運転者特別指導講習会	事業内容 協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。 対象 特別指導教育(初任)の対象者 助成金額 研修費の全額 年10回
高齢運転者安全運転研修	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	60才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。
	助成金額	研修費の全額 *適齢診断を受診することが出来ます。 *講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで
健康診断受診促進	事業内容	会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 ※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和7.2.21 ※令和6年4月以降の受診が助成対象です。
	助成上限	車両数の1.2倍まで
	助成金額	運転者1名につき1,500円
安全性評価事業認定促進	事業内容	安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成(交付)します。
	申請期間	申請期間：認定公表から2週間以内
運転記録証明書取得促進	事業内容	会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和6.4.1～令和7.3.19
	助成上限	当該事業所(県内営業所)に所属する事業用自動車の選任運転者及び採用運転者 助成金額 運転者1名につき670円

助成事業		概要
適性診断 (特定)	事業内容	適性診断(特定)の受診料の一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和6.4.1~令和7.3.19
	対象診断	①初任診断 ②適齢診断
	助成金額	3,800円 * 助成金は診断実施機関へ直接交付
適性診断機器 (一般)	事業内容	別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和6.7.1~令和6.12.20 実績報告期限: 令和7.2.21
	助成上限	1台まで
	助成金額	指定機器1台につき20万円
環境対応車	実施主体	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック: 協調(県ト協、国、全ト協)
	事業内容	環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。
	申請期間(県ト協)	申請期間: 令和6.7.1~令和6.12.20 実績報告期限: 令和7.2.21
	対象	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車 * 令和6.4.1~令和7.2.21までに導入(支払)が完了するもの
	助成上限	1事業者1両まで
助成金額	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車 ※お問合せ下さい。	
アイドリング ストップ 支援機器	事業内容	別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。
	申請期間	申請期間: 令和6.7.1~令和6.12.20 実績報告期限: 令和7.2.21
	対象機器・装置	①蓄熱マット ②エアヒータ ③車載バッテリー式冷房装置
	助成金額	①蓄熱マット: 5,000円 (全額: 県ト協) ②エアヒータ: 機器価格の1/2 * 上限6万円 (全額: 全ト協) ③車載バッテリー式冷房装置: 機器価格の1/2 * 上限6万円 (全額: 全ト協)
グリーン経営 認証促進	事業内容	グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和6.7.1~令和6.12.20 実績報告期限: 令和7.2.21
	助成金額	新規7万円、更新5万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
信用保証料	事業内容	セーフティネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。
	申請期間	申請期間: 令和6.7.1~令和6.12.20 実績報告期限: 令和7.2.21
	助成金額	保証料の1/2(県ト協: 1/4 全ト協: 1/4) * 一年度一事業者あたり上限20万円
免許等取得	事業内容	会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。
	申請期間等	申請期間: 令和6.7.1~令和7.1.31 実績報告期限: 令和7.2.21
	助成金額	準中型新規: 4万円、準中型限定解除: 2万5千円、特例教習: 受講費用(税抜)の1/3(上限10万円)、 大型・中型・けん引: 取得費用(税抜)の1/2(上限: 大型15万円、中型・けん引10万円) フォークリフト: 31時間・35時間講習1万円、11時間・15時間講習5千円
	その他条件等	協会指定研修の受講(特例教習、フォークリフトを除く)
中小企業大学校	事業内容	会員がその従業員等に対象となる中小企業大学校講座を受講させた場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間: 令和6.7.1~令和6.12.20 実績報告期限: 令和7.2.21
	助成金額	受講料の2/3(県ト協1/3・全ト協1/3)
働きやすい職場 認証取得促進	事業内容	働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和6.7.1~令和6.12.20 実績報告期限: 令和7.2.21
	助成金額	新規3万円、継続2万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
運行管理者 一般講習	事業内容	会員がその運行管理者等に運行管理者講習(一般)を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	受講者1名につき3,200円

令和6年度近代化基金推薦融資申込公募の実施について

- 公募期間
令和6年4月1日~令和7年2月28日(期日厳守)
* 融資対象は、令和6年度(令和6年4月1日~令和7年3月31日)に投資されるものに限ります。
 - 公募融資総枠: 6億円
 - 融資限度額: 各融資制度において、それぞれ定めます。
 - 融資利率: 商工中金所定の利率
 - 融資推薦対象者: 会員事業者及び協同組合等であり、商工中金と取引資格があるもの。
 - 取扱金融機関: 商工中金(長崎支店、佐世保支店)及び商工中金の代理店である信用組合
 - 融資対象資金について: 消費税は対象となりますが、その他の税金、登録費用、保険料等は対象外です。
 - 各融資制度の詳細は下表にてご確認ください。
- * 協会HP (<http://www.nata.or.jp>) の助成事業ページにて申込書のダウンロードが可能です。

一般融資	ポスト新長期融資
<p>①融資対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流施設・福利厚生施設の整備に要する資金 ・事務機器の購入、設備の補修・改修に要する資金 ・荷役機械購入に要する資金 ・車両購入及び架装に要する資金 <p>※運転資金は対象外です</p> <p>②融資推薦限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員事業者: 2,000万円 ・協同組合: 4,000万円(一事業者あたり2,000万円) <p>※再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。</p> <p>③利子補給率: 0.5%</p> <p>④償還期間: 10年以内(車両は5年以内とする)</p> <p>⑤必要な添付書類: 見積書原本等(施設の場合は、別途平面図・見取図等)</p>	<p>①融資対象事業</p> <p>ポスト新長期規制車導入に要する資金(代替を伴う必要はありません)</p> <p>②融資推薦限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員事業者: 4,000万円 ・協同組合: 4,000万円(一事業者あたり2,000万円) <p>※再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。ただし、NOx融資(受付終了)の残高を引継ぎます。</p> <p>③利子補給率: 0.5%</p> <p>④償還期間: 5年以内</p> <p>⑤必要な添付書類: 見積書原本等</p>

- その他: 制度利用にあたり様々な注意点がありますので、必ず申込み前に協会までご相談下さい。

適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和6年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申込については直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意ください。

【適性診断（初任・適齢）】 *開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月, 3月を除く）※開催予定表 A 参照
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

【初任運転者向け】

・初任運転者特別指導講習会 *開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・安全運転研修（初任運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

【一般運転者向け】 *開催予定表 D

・安全運転研修（一般運転者コース）

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

【高齢運転者向け】 *開催予定表 C

・高齢運転者安全運転研修

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

※おんが自動車学校で開催する研修では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

診断・講習種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催	A 適性診断（初任・適齢）	23・24	22	25・26	10	20・21	18	1・2	20	9・10	15
	B (新西海)初任運転者特別指導講習会	25~26	23~24	27~28	11~12	22~23	19~20	3~4	21~22	11~12	16~17
	C 高齢運転者安全運転研修						11				
福岡開催	D (おんが) 一般・初任運転者貨物運転者研修		25~26		6~7		14~15	19~20			25~26
	全ト協 一般・初任運転者	13~15		22~24					16~18		18~20
	添乗・指導管理者		18~20		20~22						
	指定 一般・事故再発防止							26~28			

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

お問合せ先

長崎県トラック協会（担当：佐藤・川浪）：TEL 095-838-2281 / FAX 095-839-8508
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136 / FAX 0959-27-1778
 おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



申 込 書

(適性診断・初任運転者特別指導講習)

(受 付 済 印)

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)
事業所名 (営業所名) _____

〒 _____

事業所住所 _____

申込責任者名 _____

連絡先 (TEL) _____ ※ (FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名	適性診断 (診断種類に☑) 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
	生年月日 (年齢)			
1	昭和・平成 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始
2	昭和・平成 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始
3	昭和・平成 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始

【実施場所】 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)
所在地:長崎市松原町2651-3

【適性診断お申し込みの方】

- ※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。
- ※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)
- 持 参 品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

【初任講習お申し込みの方】

- 受付時間 8:30~ 9:00
- 講習時間 9:00~17:30
- 持 参 品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)
- そ の 他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。
・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

☆ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

申 込 先
新西海自動車学校
※実施場所ではありませんのでお間違いないようお願いいたします

西海市西彼町上岳郷 1 2 3 8 - 3
TEL 0 9 5 9 - 2 7 - 0 1 3 6

FAX 送信先 0 9 5 9 - 2 7 - 1 7 7 8

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社(店)従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース (希望するコースを1つ選び、選択欄に○印を付けてください。研修日程は同じです。)

No.	研修内容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2日(13時間)	
2	初任運転者研修 2日(15時間)	

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記1の研修No.を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受講者氏名	性別	年齢 歳	生年月日 年 月 日	採用 年月日 年 月 日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です 希望する・しない 指導要領: 要・不要
					研修No.	講習日	
	男						希望する・しない 指導要領: 要・不要
	女						希望する・しない 指導要領: 要・不要
	男						希望する・しない 指導要領: 要・不要
	女						希望する・しない 指導要領: 要・不要

※交通費助成申請 該当地区に、印をつけてください。

離島地区外: 5千円

離島地区(五島、上五島、壱岐、対馬): 1万円

【注意】

※ 研修1回あたり1事業者2名まで

※ 受講料(55,440円)に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へFAXで提出してください。

・ **ドライビングアカデミーONGA(おんが自動車学校) FAX 093-293-2427**

※ 研修のご案内は、研修日の1週間前(前週の金曜日)にFAXにてお送りいたします。

※ 初任診断で指導要領(管理者用)が必要な場合は別途、発行料金(200円)をいただきます。

○事務処理欄(記入しないでください。)

受付印

部会だより

令和6年度（公社）全日本トラック協会女性部会 九州ブロック研修会 in MIYAZAKI 及び 佐賀県・長崎県トラック協会女性部会合同視察研修の開催状況について

11月22日(金)15時より、宮崎市のシェラトン・グランデ・オーシャンリゾート シーガイアコンベンションセンターにて「令和6年度（公社）全日本トラック協会女性部会九州ブロック研修会 in MIYAZAKI」が開催され、長崎県トラック協会女性部会から会員3名が出席しました。

研修会では、九州ブロック女性協議会の会長を務める当県女性部会 井石会長の開会挨拶に続き、（一社）宮崎県トラック協会女性部会の竹之内部会長の歓迎挨拶が行われた後、(株)大窪商店 代表取締役 廣藤 健一 様による「我が社のリスクマネジメント」をテーマとした講演が行われました。

講演後には、来賓の宮崎運輸支局次長 小原 勝 様、（一社）宮崎県トラック協会長 牧田 信良 様が祝辞を述べられました。

続いて、チンドン屋 宮崎花ふぶき一座の皆さんによる賑やかな音色と歌声で幕を開けた交流会では、Hula Hālau Ke Aloha O Ka Lani の皆さんの美しいフラダンスに、会場は大いに盛り上がりました。

また、今回は、佐賀県トラック協会女性部会の皆様と共に貸切バスで往復し、翌23日(土)に合同で実施した視察研修では、西臼杵郡高千穂町の天岩戸神社や高千穂神社などを巡りました。移動中や研修会、視察研修を通じて、大いに親睦を深めた2日間となりました。

来年度の研修会は、大分県で開催される予定です。



適正化だより

2024年度

安全性評価事業に係る評価結果

76事業所
認定される

安全性評価事業（Gマーク）は、「安全性に対する法令の遵守状況」、「事故や違反の状況」、「安全性に対する取組の積極性」の3項目について評価するもので、本年度は、全国で9,056事業所、長崎県で76事業所（新規10、初回更新10、2回目更新16、3回目更新11、4回目更新14、5回目更新9、6回目更新6）が全国実施機関より安全性優良事業所として認定されました。

本年度の認定により長崎県内では、203事業所が安全性優良事業所となりました。

2024年度安全性評価事業認定事業所（長崎県）

地区名	事業所名
長崎市	株式会社ニヤクコーポレーション 長崎事業所 九州運輸機工株式会社 本社営業所 吉田海運ロジソリューションズ株式会社 長崎卸センター営業所 有限会社昭和運送 本社営業所 大成物流K・S有限会社 本社営業所 有限会社西日本スマイル 本社 飯盛運輸株式会社 長崎営業所 日本郵便株式会社 長崎中央郵便局 ヤマト運輸株式会社 長崎西営業所 ヤマト運輸株式会社 長崎東営業所
諫早市	吉田海運ロジソリューションズ株式会社 津久葉営業所 有限会社宝盛運輸 本社営業所 有限会社和興 本社営業所 アヤカエキスプレス株式会社 諫早営業所 吉田海運ロジソリューションズ株式会社 西諫早物流センター 九州運輸機工株式会社 諫早営業所 ガスプロダクツ・ロジステイクス株式会社 長崎ローリー営業所 清本運輸株式会社 長崎営業所 高千穂倉庫運輸株式会社 諫早営業所 株式会社丸野 長崎物流センター 長崎雲仙運輸株式会社 本社営業所 ヤマト運輸株式会社 諫早西営業所 高千穂倉庫運輸株式会社 長崎営業所 有田陸運株式会社 長崎営業所 ジャパンロジ株式会社 諫早事業所 丸野興産株式会社 諫早営業所 佐川急便株式会社 諫早営業所 ケイアイ株式会社 長崎営業所
大村市	幸運トラック株式会社 本社 ヤマト運輸株式会社 長崎主管支店 株式会社ホームエネルギー九州 大村センター 幸運トラック株式会社 大村営業所 株式会社ロジライン長崎 本社営業所 大石運輸倉庫株式会社 本社営業所 株式会社長崎空港倉庫 空港営業所 フジトランスポート株式会社 長崎支店 株式会社村里運輸 本社営業所 日本郵便株式会社 大村郵便局 長工運輸有限会社 本社営業所
雲仙市	株式会社ホームエネルギー九州 島原出張所 有限会社南申陸運 本社営業所 有限会社尾崎輸送部 本社営業所
島原市	幸運トラック株式会社 島原営業所 日本郵便株式会社 島原郵便局 ヤマト運輸株式会社 島原営業所 長崎運送株式会社 島原営業所 佐川急便株式会社 島原営業所
南島原市	有限会社松田運輸 本社営業所 ヤマト運輸株式会社 有家営業所
佐世保市	吉田海運ロジソリューションズ株式会社 県北流通センター営業所 株式会社サカイ引越センター 佐世保支社 株式会社ミラージュ 本社営業所 株式会社アクロス 本社営業所 株式会社アシユア 本社営業所 株式会社兼松 本社営業所 ヤマト運輸株式会社 佐世保西営業所 日本郵便株式会社 佐世保郵便局 有限会社猶興運輸産業 本社営業所 ヤマト運輸株式会社 佐世保みなと営業所 ヤマト運輸株式会社 佐世保法人営業支店 長崎運送株式会社 佐世保営業所 佐川急便株式会社 佐世保営業所 日本通運株式会社 佐世保支店
松浦市	北松通運株式会社 松浦営業所 佐川急便株式会社 平戸営業所
西彼杵郡	株式会社サカイ引越センター 長崎支社 九州名鉄運輸株式会社 長崎支店
東彼杵郡	株式会社峰成流通産業 本社営業所 株式会社藤原運輸 佐世保営業所 ジャパンロジ株式会社 長崎支店 ヤマト運輸株式会社 東彼川棚営業所 相互交通株式会社 川棚営業所
五島市	株式会社五島エルビーガスセンター 本社 ヤマト運輸株式会社 福江営業所
対馬市	ヤマト運輸株式会社 対馬営業所 博多海陸運送株式会社 対馬支店

私が運行管理者になってから六年が経過しました。私はある誓いをたてています。その誓いは、後に述べる二つの事故体験によるものからです。

私が小学校四年生の時に、母は交通事故に遭いました。事故状況は、母が信号機のない交差点を自転車で渡ろうとしていたところ、直進車両の運転士は、助手席の足元に落ちた物を拾おうと前方から目を離してしまい、母にはまったく気が付かずに、はねてしまいました。母は脳内出血に膝の皿が割れてしまう重傷でした。

私が塾から帰宅すると、いつもいるはずの母の姿は無く、不安と寂しさを感じているところに電話が鳴りました。「〇〇警察です。誰か大人の方はいらっしゃいますか？」と尋ねられ、「僕ひとりです。」と答えると「お母さんが事故に遭われて〇〇病院へ運ばれました…」と言われ、私は恐怖で泣き叫んでいたことを今でもはっきりと覚えています。母は辛いリハビリに耐えながら、八か月余り入院生活を送りました。

私は母が退院して来るまでは、電話の音が鳴ると怖くて、怖くて、電話を取ることが出来なくなっていました。

私自身も六年前に、いつも通っているバイパスで追突事故に遭いました。事故状況は、私が前方の渋滞により停車していたところに、突如後方からドーンという大きな音と衝撃が襲ってきました。

身体は痛く、すぐには動くことが出来ませんでした。なんとか痛みを堪えながら下車をすると、追突してきた加害者が「大丈夫ですか？」と声を掛けてきました。その瞬間に目に入ってきたのは、後部が破壊された悲惨な状態のマイカーでした。

警察の現場検証で、加害者の脇見運転が原因であることが分かりました。この事故以来、私の左手は痺れが治まらず、頭痛に首・肩・背中痛に悩まされています。あの時、隣の車線にいれば…少しでも時間が違っていれば…と悔やむ毎日です。

この二つの事故の原因は、前方不注意によるものです。

加害者も被害者も、またその家族も、今までの当たり前の日常生活が一変してしまいます。幸いにも、母や私の命は助かりましたが、毎日のようにニュースで死亡事故の報道がされています。

他人ごとではない思いで見えています。当社のドライバーからは、この平穏な日常生活を奪われて欲しくはありません。

私の誓いの言葉は、「当社のドライバーから人身事故は絶対に起こさない！」ということです。

そこで、私は運行管理者として様々な対策を講じてきました。安全会議の実施はもちろんのこと、

- 一、 脇見警報装置車両への代替
- 二、 ドラレコ検証による定期的な個別面談
- 三、 定期的な横乗り乗務教育
- 四、 他社トラブル事故の横展開
- 五、 外部講師を招いての安全教育
- 六、 点呼時の声掛け等々

様々な取り組みを行ってきた結果、人身事故はゼロを継続しています。しかし、どうしても、軽微な物損事故は後を絶ちません。ハインリッヒの法則にもあるように重大事故や人身事故発生リスクは消えていません。そのためにはまず、ドライバー個々がヒヤリハットの重要性を

認識させることが大事だと思いました。

そこで、点呼時にこの部分のヒヤリングを取り入れるようにしました。自分自身の反省を述べる者もいれば、配送ルートや納品先でのヒヤリ箇所をうったえる者もいました。

今まで思いも寄らなかった情報が入り、早速に配送ルートのハザードマップを作成し、また客先台帳の見直しを図りました。

私は改めて、管理者だけの独りよがりでは決して事故はゼロにはならず、ドライバーと一丸になって取組むことが一番大事であることを感じました。

今は誓いの言葉に、「ドライバーと一丸になって」を付け加えて、日々事故撲滅へ取組んでいます。

ドライバー体験記

運行管理者としての誓いの言葉

(兵庫) 塩谷運輸建設(株)

三河 智成





※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 http://nagasaki-crane.com/
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 http://shimabara.co.jp
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 http://gotoo-crane.com

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

長崎市星取1丁目1-28
電話:095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

陸災防福岡県支部
092-431-1604
http://www.rikusaibou-fukuoka.com/

まずは、各機関にお問い合わせください

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていません(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

労働者死傷病報告の報告事項改正及び電子申請の義務化について

労働者が労働災害により死亡し、又は休業したときに、所轄の労働基準監督署に提出する必要がある「労働者死傷病報告」に関し、令和7年1月1日から大きく2つの改正があります。

1 報告事項の記入方法の改正

(1) 以下の事項は、自由記載からコード選択に変更されます。(⑤と⑥は労働者が外国人である場合のみ)

- ① 事業の種類：日本標準産業分類の細分類項目
- ② 被災者の職種：日本標準職業分類の小分類項目
- ③ 傷病名
- ④ 傷病部位
- ⑤ 国籍・地域
- ⑥ 在留資格

(2) 災害発生状況及び原因欄は、以下の5つの記入欄にそれぞれ記入するようになります。

- ① どのような場所で（被災時の作業場所）
- ② どのような作業をしているときに（作業者の作業行動を含む）
- ③ どのような物（機械、化学物質等）又は環境に（起因物及び加害物）
- ④ 上記②又は③にどのような不安全又は有害な状態があったか
- ⑤ どのような災害が発生したか（事故の型、傷病の部位、傷病名等）

2 電子申請の義務化

(1) 労働者死傷病報告は、電子申請が義務化されます。

(2) 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告も可能ですが、その場合でもこれまでの様式（様式第23号、第24号）は使用できません。上記1のとおり報告事項の記入方法が改正された新しい様式で報告してください。

(3) 厚生労働省のポータルサイト「[労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス](#)」を使うと、コー

ド選択の入力項目はプルダウンメニューで簡単に入力でき、入力した情報をe-Gov（電子政府の総合窓口）を通じて直接電子申請することができます。（スマートフォンからの申請も可能です。）



(4) 電子申請に必要なe-Govアカウントの登録方法は、「[e-Govポータル](#)」を検索し、



画面最下部の「ヘルプ」から、

「[e-Govアカウントの登録方法](#)」を参照してください。



【厚生労働省からのお知らせ】

事業主の皆さまへ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

①事業の種類
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食品製造業>水産食品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食品製造従事者

③傷病名及び傷病部位
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

災害事例
と
その対策

作業エリアの整理整頓を行い 転倒災害の防止を徹底しよう！

陸運業での死傷災害は令和5年では16,215名で、4年ぶりの減少となりました。事故の割合は墜落・転落24%、転倒18%、動作の反動・無理な動作17%の上位3つの事故の型が全体の60%を占めています。

今回は上位3つの事故の型の一つ、転倒災害について検証します。

- 1 発生日時：5月、午後3時頃
- 2 発生場所：自社倉庫内
- 3 被災者：倉庫構内作業員、55歳
経験年数20年
- 4 傷病の程度：右肘打撲、休業3週間
- 5 災害発生状況

専用台車（床面高さ52cm）から人力で荷卸しを行う際、ベルトラッシング（ベルト：幅6cm、長さ3m／締付金具：長さ17cm、高さ6cm）を取り外して、付近に置いた。

作業中、ベルトラッシングを踏んだ時にバランスを崩し、転倒して右肘を打撲した。

6 推定される災害の原因と問題点

ベルトラッシングを踏み付けながら作業を行っていたが、そのことについて問題意識を持っていなかった。

7 再発防止対策

- (1) 作業エリアの整理・整頓を行い、転倒の原因となる物を置かないことを徹底する。
- (2) 今回の災害事例を職場内で水平展開を行い、歩行の妨げとなるあらゆる物が転倒災害の起因物になることを周知・徹底する。
- (3) 作業マニュアルに作業エリアの整理・整頓を追加して、徹底を図る。
- (4) 管理・監督者によるパトロールを通じて、実践状況を確認する。

まとめ

この事案では、労働災害の被災者だけでなく、同僚も同様にベルトラッシングの締付金具を踏んで作業をしていました。以前

から同様の作業が行われていたものの労働災害には至らず、危険だという認識がなかったと考えられます。

労働災害が起こってから考えると気が付くものですが、普段の慣れた作業からは、なかなか気付きにくいものです。改めて作業現場をゼロベースで見直すことが大事です。

作業員は、初任時や作業手順変更時こそ緊張感をもって対策に取り組むものですが、時間の経過と共に、慣れと過信から近道行為などの不安全な行動をとった結果、労働災害に発展することが少なくありません。各種教育の継続とフォローとして管理・監督者によるパトロールを行い、実践状況の確認を含めた安全活動を粘り強く継続することが労働災害防止には必要不可欠と考えられます。

ご安全に！



ベルトラッシング

九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。



九ト交協の取扱商品

自動車共済 ～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～

最大70%の優良割引

デジタコ搭載車は2%割引 (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる**一括払割引**

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両5台以上のご加入で**一括契約割5%**

契約台数に応じた**多数契約割引!!**

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます!!

自賠償共済 ～長崎県下10社の代理店～

損害保険 ～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

九ト交協の充実の制度

事故防止活動 ～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



利用分量配当 ～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金を得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)



安心のロードサービス ～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大50万円(一部自己負担金あり)のレッカー搬送費用を負担いたします。



九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

長崎県佐世保市崎岡町853番地22 グレースN C棟202号室
TEL: 0956-87-0083 (担当 田崎)

ご不明な点がございましたら
ご遠慮なくお問合せください。

～自動車共済～ INFORMATION

■ 車両共済にご加入されると安心です

車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

CASE 1

■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえると思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていなかったけど、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができ助かりました。

CASE 2

■ スムースに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！

九州トラック交通共済協同組合

諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付

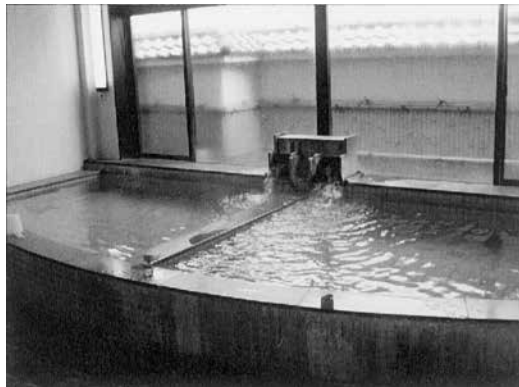


シングルルームで広めの部屋もご用意しております
宿泊料金

- ・一般 8,000円 (税込)
- ・諫早TS会員 6,000円 (税込)「朝食付」
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 4,500円 (税込)

チェックイン 15時 (24時間受付)
チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です！



料金 大人 520円 (税込)「小学生以下無料」
ご利用時間 12時～22時まで (冬季10月～4月)
9時～22時まで (夏季5月～9月)

★シャワールーム (女性専用)

料金 100円で7分間
ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くてボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください！



7時～20時30分までご利用できます
(オーダーストップ 20時)
※土・日曜日のみ14時30分 (オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………850円 (税込)
- かつ丼……………900円 (税込)
- 中華飯……………830円 (税込)
- トンカツ定食……………1,250円 (税込)
- エビフライ定食……………1,350円 (税込)
- カツカレー……………1,000円 (税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー (24時間営業)

駐車場

- 大型トラック (トレーラ含) …… 40台
- 中型トラック…………… 5台
- 小型トラック・普通自動車…………… 29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション
長崎県諫早市貝津町1051-12
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村、佐藤) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

☛ご希望の教材に○印をお願いします

★★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ！事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告！	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか？高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ！飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために！		DVD	1
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ！危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人でできる日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	★ストップ！車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない！	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう！ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ！風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1

事業者名		※貸出確認	※受付
担当者名	TEL: - -	本	※返却日
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (最大2週間)	本	※返却確認

(※の欄は記入しないでください)

- 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

注文日: 令和 年 月 日

FAX: 095-839-8508

↓ 注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)	1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)	1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)	1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)	1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)	1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)	1冊(100枚)	※363		
7	点呼記録簿(A4)	1冊(100枚)	※242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)	1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)	1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊(50セット)	550		
12	運転者台帳(B5)	1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)	1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書(1セット)	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部(1セット)	495		
18	チャート紙	KM26-120-2C	M24-120K	1個	660
	ご希望品番に注文数をご記入ください	L7-120	L7-140		
	その他 ()				

※令和5年4月1日より変更

受領方法 協会にて受け取り(月 日 来協予定) 送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	<input type="checkbox"/> に✓して下さい <input type="checkbox"/> 会員名簿住所へ送付 <input type="checkbox"/> 会員名簿以外の住所へ送付 〒 -		
請求書送付先	〒 - *上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。

”長崎県トラック協会ホームページ”→”会員用コンテンツ”→”九州運輸局HP・該当ページ”より

ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届 ★整備管理者選任届

★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

(公社)長崎県トラック協会(担当:本村)

TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

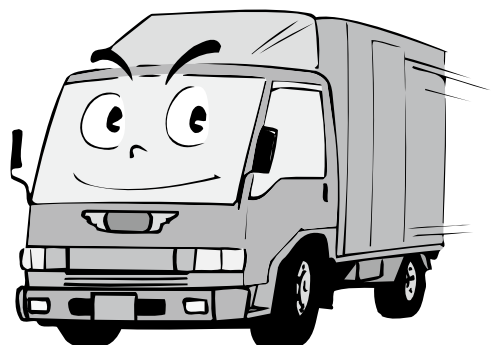
受付印	担当	発送日
	確認	/

合計金額	入金日
	/

バック時は

降りて確認

見て確認



(新潟) 三福運輸株

五月女 奈緒美

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和5年度事故防止対策標語優秀賞)



トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発行 (公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508

印刷所 株式会社 昭和堂
諫早市長野町1007-2
TEL 0957-22-6000
FAX 0957-22-6690



「未来」を思い、想像上の未来のなかで
ISUZU

**もっと走れる
明日のために。**

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。
この意識を徹底し、新たな時代を生み出しました。
「未来」という数値化できないビジネスにおいて、
トラックに求められる様々なニーズを。
先進の装備やテクノロジーで早期に故障、減速し
より少ない安心を生み出します。
すぐなら、もっと走れる。いすゞとなら、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

GIGA

いすゞ自動車九州株式会社

■ 長崎支店	〒851-0103	長崎市中里町1622番地1	Tel. 095-839-7500
■ 佐世保支店	〒859-3241	佐世保市有徳町188番地1	Tel. 0956-59-3141
■ 島原営業所	〒859-1412	島原市有明町大三東乙84番地1	Tel. 0957-69-0500

Quon
人を想い、先を駆ける。
Innovation that puts people first.



UDトックス株式会社

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342
佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147
<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。

MINO

日野プロフィア(大型トラック) 日野レンジャー(中型トラック) 日野デュトロ(小型トラック)

九州日野自動車株式会社

長崎支店 / 〒851-0133	長崎市矢上町53-1	TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1837
佐世保支店 / 〒857-1161	佐世保市大塔町1979-24	TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565
島原支店 / 〒859-1415	島原市有明町大三東乙88-1	TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう

長崎支店 / 長崎市小瀬戸町809-33	TEL:095-834-4661	島原支店 / 島原市前浜町乙62-1	TEL:0957-62-6110
佐世保支店 / 佐世保市大塔町8-5	TEL:0956-31-9311	諫早支店 / 諫早市小船越町571	TEL:0957-23-5588